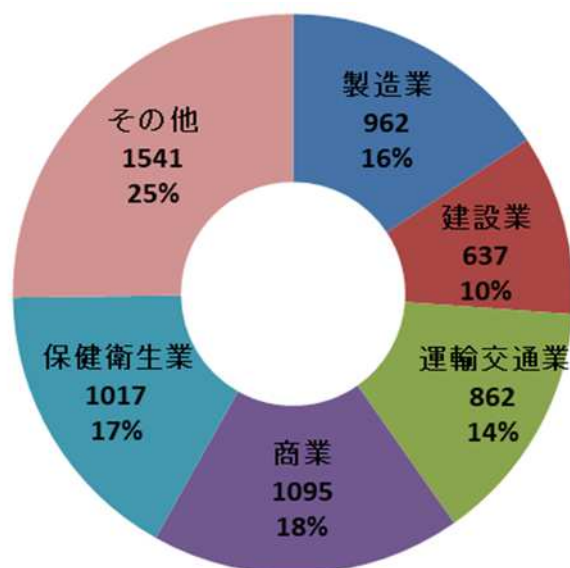


労働災害発生状況（福岡県）

休業4日以上の労働災害（令和6年）

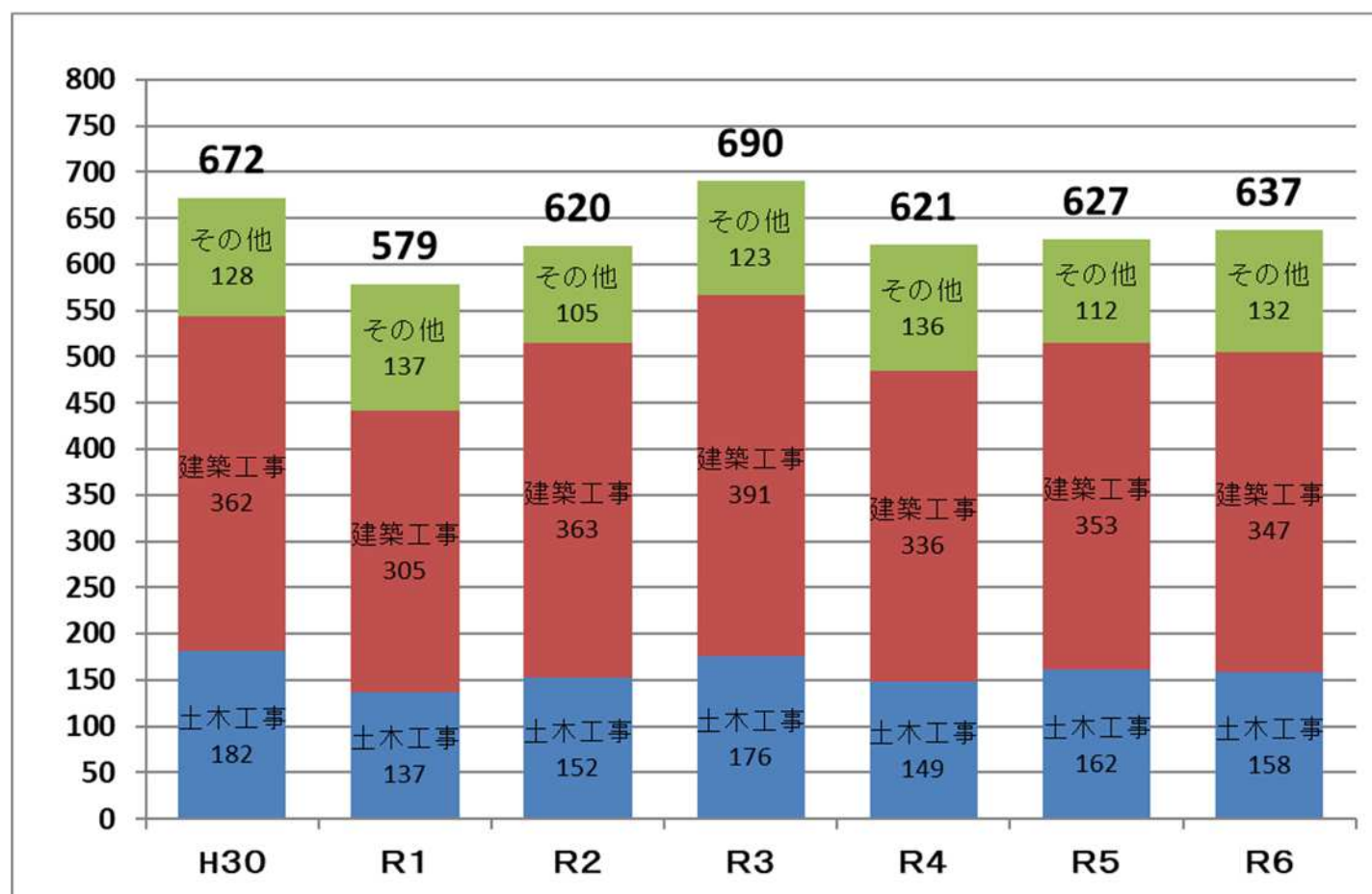
全業種 6,113件

建設業 637件（10%）

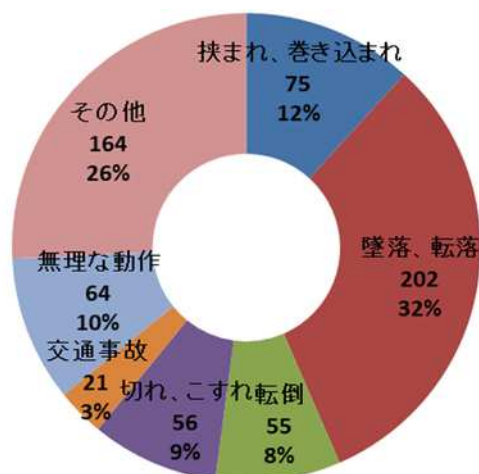


業 種	死傷者数(人)	死亡者数(人)
全業種	6, 1 1 3	2 7
建設業	6 3 7	8 (30%)
土木業	1 5 8	2
建築業	3 4 7	3
その他	1 3 2	3

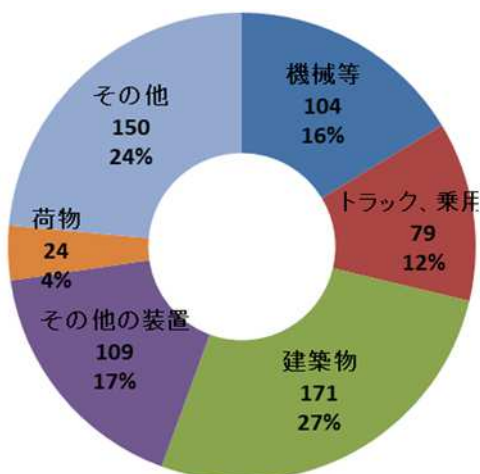
年別労働災害発生状況（建設業：福岡県）



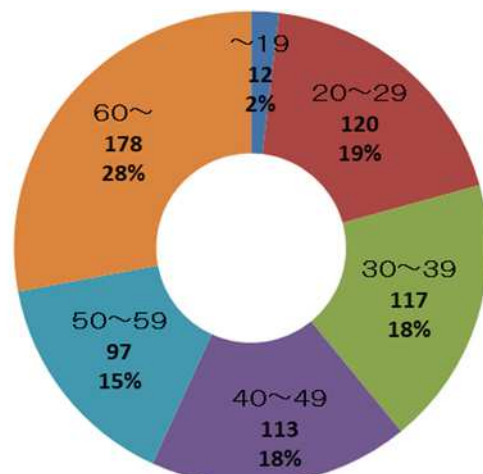
事故の型別



起因物別



年齢別



第14次労働災害防止計画の概要

労働災害防止計画とは

労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

目標

死亡災害：5%以上減少（建設業は、15%以上減少）

13次 46件 → 14次 39件以下

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ **墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用**
- ・ はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・ **墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施**
- ・ **作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置**

アウトプット指標（2027年まで）

墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上

アウトカム指標（2027年まで）

死亡者数を13次防期間の総数と比較して15%以上減少

令和7年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

番号 1

災害発生日 令和7年1月 業 種 建築工事

事故の型別 墜落・転落 起因物別 屋根

災害発生状況

個人宅隣接の倉庫の改修工事（一部解体）で、倉庫の約半分を解体するものであり、被災者は解体工事に伴う事前調査及び作業段取りのため、脚立を使用して屋根に上って作業を行っていたところ、屋根スレートを踏み抜き約4.4メートルの高さから倉庫土間に墜落した。

番号 2

災害発生日 令和7年2月 業 種 土木工事業

事故の型別 崩壊、倒壊 起因物別 地山、岩石

災害発生状況

既設の下水道管に枝管を設置するため、縦・横約1.5メートル、深さ約2.3メートルの掘削構内で被災者が既設の下水道管周りの土砂をシャベルを用いるなどして手作業で取り除いていたところ、西側の掘削壁面が崩壊し、被災者が生き埋めになった。

番号 3

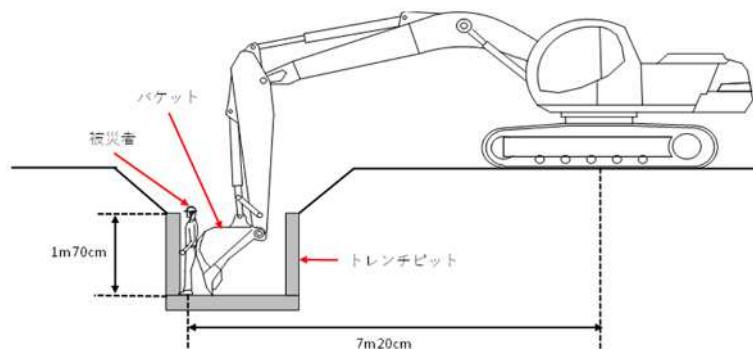
災害発生日 令和7年3月 業 種 建築工事業

事故の型別 はさまれ、巻き込まれ 起因物別 整地・運搬・積み込み用機械

災害発生状況

被災者はトレンチピット内で発泡スチロールの分別作業を、ドラグショベルのオペレーターはトレンチピット内の土部分にバケットを当て、ピット内に土の流入を抑える作業を行っていた。バケット付近で作業を行うため、オペレーターにバケットを動かすよう被災者は無線で指示した。オペレーターは被災者の位置を確認しないままバケットを動かしたため、被災者はバケットとトレンチピットの壁に挟まれた。

番号3の死亡災害



○災害発生原因

- ・ 被災者を運転中の車両系建設機械の作業範囲内に立ち入らせていたこと。また、誘導者を配置していたが、災害発生直前、誘導者が作業現場 にいなかったこと。
- ・ 被災者がドラグ・ショベルのバケットとトレンチピットの壁面との間で作業していたこと。また、被災者が運転手の死角に入って見えなかったこと。

安衛則第155条 第1項、第2項（作業計画）

安衛則第158条 第1項（接触の防止）

労働安全衛生規則（熱中症）の改正内容

改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

労働安全衛生規則 第612条の2

第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコリ、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

令和7年6月1日施行

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

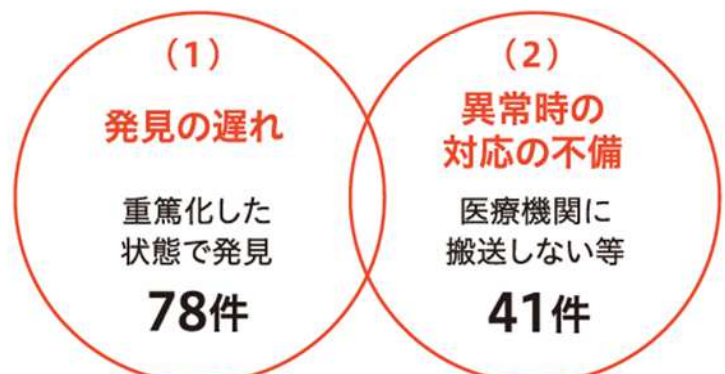
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

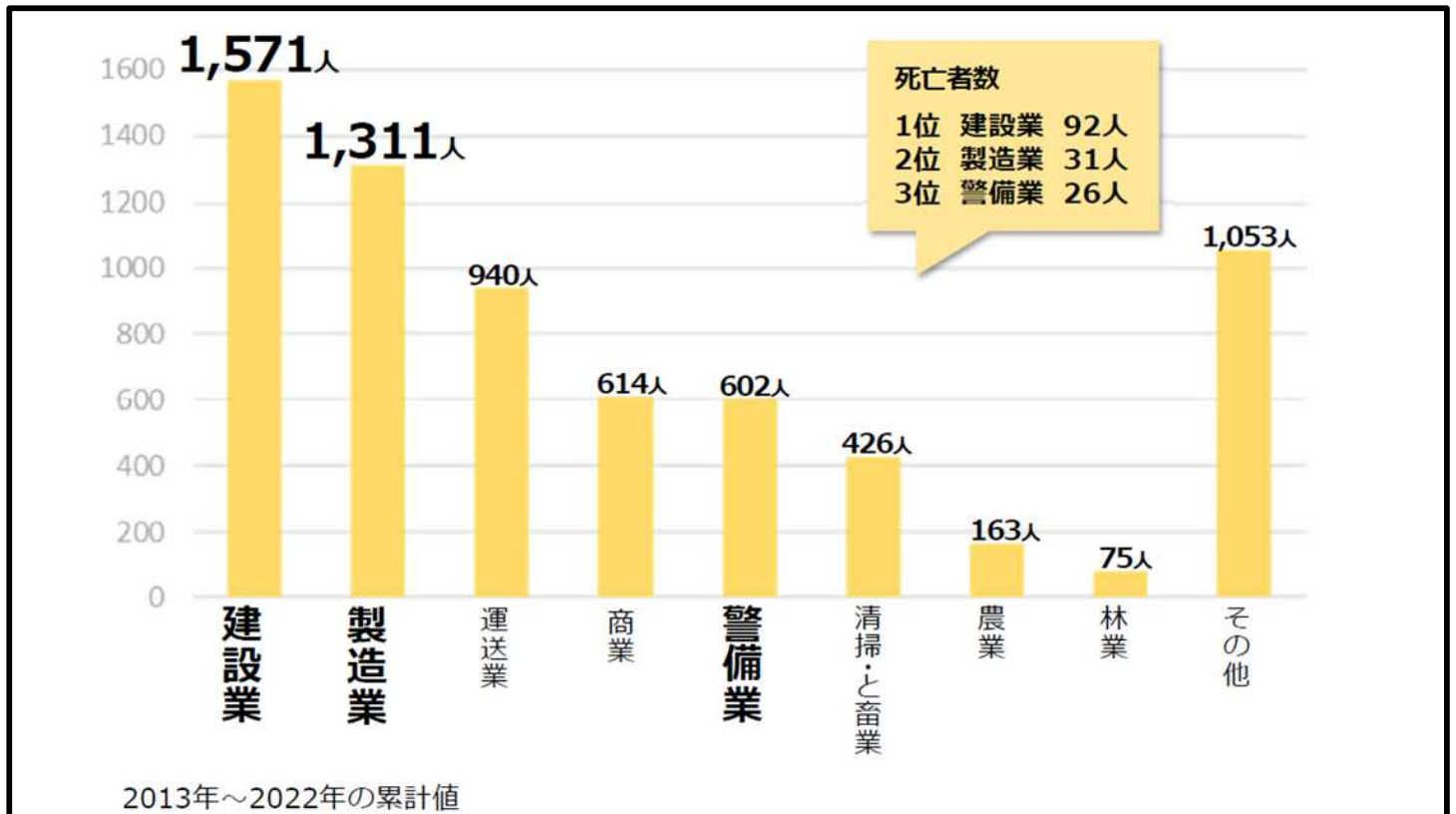
熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



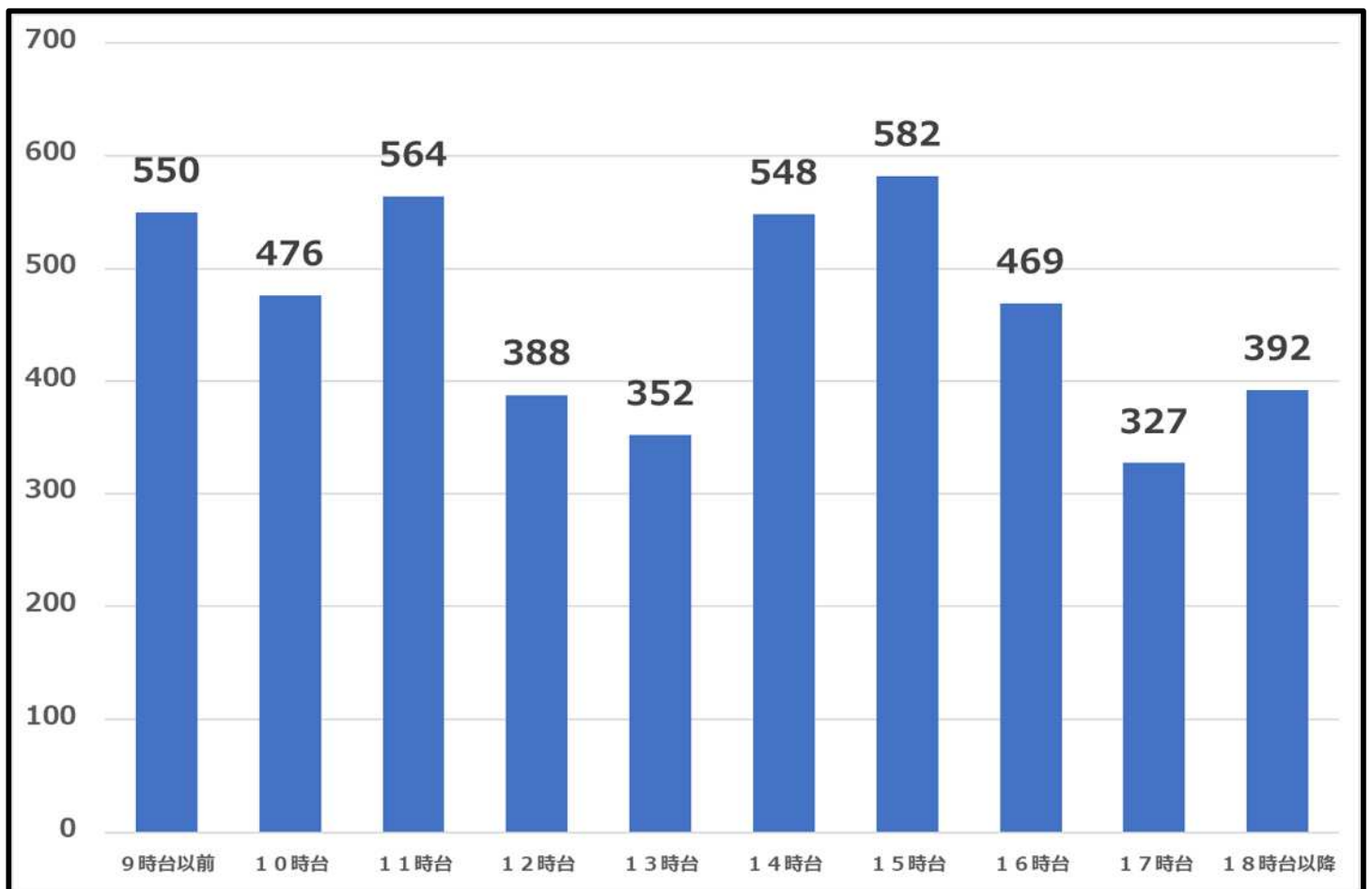
100件の内容は以下のとおり



熱中症による労働災害発生状況（業種別）



熱中症による労働災害発生状況（時間帯別）



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る



直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

厚生労働省 職場における熱中症予防情報

で検索！

新着情報

- 2025.4.15 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働五七）」が公布されました。
- 2025.3.12 第175回 労働政策審議会・安全衛生分科会で職場における熱中症対策の強化を図る省令案が諮問・答申されました。
- 2025.2.28 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱をアップしました。
- 2025.2.28 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。
- 2025.1.27 第174回 労働政策審議会・安全衛生分科会で職場における熱中症対策の強化が議論されました。
- 2024.5.31 令和6年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」キャンペーン要綱（改正版）をアップしました。
- 2024.5.31 令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）をアップしました。
- 2024.4.24 自分でできる熱中症予防をアップしました。
- 2024.2.27 令和6年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱をアップしました。
- 2024.2.27 令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド



動画で学ぶ

職場における熱中症の予防
対策について専門講師が分
かりやすく解説します！

理解度確認クイズ付き
講習動画

